

『図書館に関する科目』の明確化に向けて

葉袋 秀樹

(筑波大学大学院図書館情報メディア研究科・
これからの図書館の在り方検討協力者会議主査)

はじめに

2008年7月、主として「大学において履修すべき図書館に関する科目」について検討するために、文部科学省生涯学習政策局に、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」(以下、協力者会議という)(第3期)が設置された。現在、協力者会議(第2期)で検討されてきた「大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(これからの図書館の在り方検討協力者会議のこれまでの意見の概要・試案)」をもとにさらに検討を進めている。

国立大学協会、私立短期大学協会等の大学関係団体、全国公共図書館協議会等の図書館関係団体など関係団体からの意見を参考とし、また、必要に応じて関係者のヒアリングを行いつつ検討を行っている。残念ながら、10月末現在で、まだ報告する段階には至っていない。

そこで、ここでは、「大学において履修すべき図書館に関する科目」(以下、履修科目という)に関する検討作業について理解していただくために、それに関するいくつかの問題について私見を述べたい。なお、ここでは、履修科目に関する教育を図書館職員養成教育と呼ぶことにする。

1. 図書館職員養成教育の関係者について

筆者は、これまでの図書館職員養成教育に関する検討は、児童サービス関係を除いて、主として大学教員によって行われてきたという印象を持っているが、いかがであろうか。

改めて考えてみると、教育は、教員のためにあるのではなく、教育を受ける人、教育を受けた人を雇用する人、教育を受けた人からサービスを受ける人のために行われているのである。よく論じられる生産者と消費者の立場を応用すると、大学教員は生産者の立場にあり、学生、図書館職員、図書館の管理者や図書館の利用者(国民)は消費者の立場に立つことになる。

このように考えると、図書館職員養成教育は、究極的には国民のためであり、国民のためのものであると考えられる。図書館職員養成教育の目的は、図書館利用者である国民が、優れた図書館サービスを受けて、それをもとに良い生活を送り、良い社会を作ることができるようにすることである。そのためには、図書館

職員が優れたサービスを提供できるように、大学は優れた教育を行うこと、各自治体や図書館の管理職が安心して図書館職員を採用できるように、優れた職員を養成することが求められる。

したがって、図書館職員養成教育に関する議論においては、もっと図書館職員、図書館管理者、図書館利用者の意見を聞くべきであり、そのための機会を設けるべきである。図書館学教育部会でも、履修科目に対する図書館職員や図書館利用者の意見を聞く機会を持つべきである。

今回の全国図書館大会の分科会では、図書館職員や利用者の意見をかなり聞くことができた。図書館職員の方々からは、図書館の存続・発展のためには科目の充実が必要であることを指摘し、試案を支持する意見があった。また、図書館職員、利用者の方からは、図書館職員養成教育の内容の改善を求める意見があった。今後の図書館の存続や発展を考えると、これらの図書館職員、図書館利用者の方々の意見はきわめて重要である。

このことは関係文献においても同様である。図書館職員養成教育の関係文献は、大学教員が執筆した文献だけではない。図書館活動関係の文献でも、図書館職員養成教育や履修科目について論じている。

日本図書館協会図書館政策特別委員会編『公立図書館の任務と目標 解説』改訂版(日本図書館協会、2004)を見てみよう。「第4章 公立図書館の経営」の「2 職員」の第89条で、図書館職員の養成について述べている。89条の条文は「図書館の専門職員となろうとするものために、資格取得に多様な道が開かれていることが望ましい」となっており、資格取得の多様な道が強調されているが、科目や単位数については下記のように述べている。

現行の司書資格取得のために必要とされる科目の内容、単位数などは、たいへん不十分なものである。このことが、資格に対する批判ばかりではなく、司書そのものへの批判にまで拡張されている。図書館法施行規則に定める司書講習科目と必要単位数の見直し、さらにはそれを踏まえた上での各大学における主体的なカリキュラムの充実が望まれる。

図書館政策特別委員会（塩見昇委員長）編『公立図書館の任務と目標 解説』は、司書の「資格に対する批判」や「司書そのものへの批判」に対処するために「必要単位数の見直し」を求めているのである。このことを改めて思い起こす必要があるのではないだろうか。

2. 文部科学省による検討について

文部科学省による検討はどのような方法で行われているのだろうか。その方法の特徴について考えてみたい。

2.1 検討のプロセス

履修科目の検討は、近年では、1990年代、2000年代に行われているが、いずれも、その前に新しい図書館像を示す文書が発表され、その後、図書館職員の養成・研修について検討が行われている。

1980年代の図書館像は、社会教育審議会社会教育施設分科会「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について—中間報告—」（1988）で、そのキーワードは生涯学習である。

2000年代の図書館像は、これからの図書館の在り方検討協力者会議「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」（2006年）で、そのキーワードは地域の課題解決の支援である。

この後、1990年代には、生涯学習審議会社会教育分科審議会「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（報告）」（1996年）が発表されている。2000年代には、これからの図書館の在り方検討協力者会議『図書館職員の研修の充実方策について（報告）』（2008年）が発表され、さらに履修科目について検討が行われている。

このほか、1990年代後半から2000年代初めまでの時期には、社会における情報化の進展に対応するために、生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会「図書館の情報化の必要性和その推進方策について—地域の情報化推進拠点として—（報告）」（1998年）と地域電子図書館構想検討協力者会議『2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～（報告）』（2000年）が発表されている。

これらの、図書館像、図書館職員の養成・研修のあり方、情報化に対する図書館の対応方策などに関する報告が、最終的に「望ましい基準」に集約されている。2001年には「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学大臣告示）が制定され、今年2008年には、図書館法が改正され、この後、「公立図書館の設置および運営上の望ましい基準」が改訂される予定である。

このように、協力者会議における討議や調査の結果が報告にまとめられ、それをもとに、「望ましい基準」

が制定され、さらに、法律で規定されるという形を取っている。少しずつではあるが、着実に前進している。

2つの時期における検討がほぼ同様の経過を経ていることから見て、ここには、「図書館像から始まる政策形成、制度形成のプロセス」を見出すことができる。これが文部科学省による検討の特徴と考えられる。

2.2 検討の方法

検討課題については、協力者会議で討議が行われるが、その際、各委員あるいはヒアリングの発表者から資料が提出され、討議の内容については議事要旨等が作成されている。

同時に、外部の専門機関への委託調査研究によって、検討課題に関する全国的な実態調査が行われ、関連するデータが積み重ねられている。第2期の課題については、財団法人日本システム開発研究所『図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書』（2007年）がまとめられている。

したがって、検討に際しては、協力者会議の委員個人の意見、既成の調査データのほか、新たな調査による最新のデータが用いられている。これらの会議の提出資料、議事要旨、調査報告書等は、原則として、すべて文部科学省のウェブサイトで公開されており、誰でも見ることができる。これらの資料に目を通せば、協力者会議における議論の内容を理解することができる。このように、関連する資料や討議の内容は整理され、蓄積されて、すべての人が有効活用できるように配慮されているので、積極的な活用が期待される。

3. 図書館職員養成教育の前提としての図書館理解

図書館職員養成教育について検討する際の課題として、次の二つの点がある。

3.1 新しい図書館像について

文部科学省による履修科目の検討に際しては、その前提として、新しい図書館像が発表されている。現在、いくつかの県立図書館や市立図書館で改革プランが作成されているが、それには明らかに『これからの図書館像』の影響が見られる。どれだけ普及しているかは別として、図書館の現場で『これからの図書館像』がある程度評価されていることは間違いないようである。

これに対して、日本図書館協会における「公立図書館の任務と目標」をはじめとする図書館像の検討は、最近では盛んでない印象を受ける。また、図書館学教育部会では、『これからの図書館像』について報告が行われてきたが、さまざまな館種の図書館の専門家からなる図書館学教育部会では新しい図書館像を示すことは難しいように思える。

これに関連して、日本の図書館関係者の間には、図

書館像で示されるような図書館の意義は既に明らかに
なっており、理解されていないだけだという考え方が
あるように思える。かつて、図書館の目的として、生
涯学習が提起された際には、これまでも図書館は生涯
学習に寄与しており、なぜ今さら生涯学習などを唱え
るのかという趣旨の意見もあったように思う。

図書館職員養成教育の検討に先立って、新しい図書
館像が必要かどうか、それをどう考えるか、これが一
つの検討課題と考えられる。

3.2 図書館サービスに対する理解について

日本の社会では、図書館サービスの内容に対して、
どの程度理解されているのだろうか。図書館に勤務し
たことのない自治体の事務職の多くは、図書館に対し
て、「図書館は本を貸すところであり、本を貸してい
ればいいと思っていた」というイメージを持っている。

また、日本の社会では、図書館職員のための専門的
な教育に対する理解も十分ではない。ある学生は、高
校時代に「大学で図書館情報学を勉強して、公共図書
館の司書になる」と発言したところ、周囲の人々から
「図書館職員になるのに、何か勉強することがあるの？」
「何を勉強するの？」と聞かれたと語っている。

このことは、「図書館は本を貸すところであり、本
を貸していればいいと思っていた」という意見と一致
する。図書館職員養成教育の問題の根本はここにあ
るのではないだろうか。最近、かなり改善されては
いるようであるが、図書館サービスに専門的知識を
必要とすることが社会ではあまり知られていない。
その理由は、専門職員を養成するための社会基盤に
当たる図書館の専門的サービスの実態がまだまだ弱
体であることにあると考えられる。

この点は、『これからの図書館像』で具体的に指
摘されている。例えば、レファレンスサービスのため
の専用カウンターの設置率が低いことである。「図書
館は本を貸すところである」という認識は、このレ
ファレンスサービスの実態と対応している。

図書館職員養成教育について検討する際には、日
本の社会の図書館に対する理解について考えること
が必要かどうか、また、この問題をどう考えるか。
これがもう一つの検討課題と考えられる。

おわりに

今回の履修科目に関する論議は、図書館職員養成
教育の在り方について考える良い機会になると思
われる。筆者は、図書館職員養成教育だけを論
じるのではなく、もう少し視野を広げて、その前
提となるさまざまな問題を含めて議論すべきだ
と考えている。これを機会に、関係者の積極的
な発言が行われることを期待したい。